

現代企業の所有・支配・ガバナンス— 村田和彦教授の批判に応える（1）

片 岡 信 之

I

村田和彦教授（一橋大学・当時、現日本大学）は、近年の精力的な一連の労作において、現代企業の所有と支配問題の解明に向かわれたが、その過程で、特に下記2つの労作において私（片岡）の所見を丹念に検討し、村田教授の理論的立脚点からの精細かつ忌憚なき批判を展開されている。

1. 村田和彦「『会社自体』の自律化と株主の疎外一片岡信之の企業支配論の検討」『一橋論叢』第134巻第5号（2005年11月号） 以下 村田、会社自体 と略称
 2. 村田和彦『企業支配の経営学』中央経済社、2006年 以下 村田、企業支配 と略称
1. の論文は後に2. の著書の第5章に収録され、序章と結章をのぞけば7つの章からなるこの大著（全433頁）の1つの章として、光栄にも位置づけられ、かなりの頁を割いて、真剣な検討に付されている。

村田教授が直接に片岡所論検討の対象として取り上げられたのは片岡信之『現代企業の所有と支配—株式所有論から管理的所有論へ—』白桃書房、

1992年（以下拙著、私見等と略称）という、少し前（17年前）の著書である。

汗牛充棟、実に多くの類書があるなかで、拙著のかなり異端な見解（あえて異端を前面に強く出した見解）、しかも決して読みやすくはないであろうと自身でも思う拙著を掘り起こし、正面から受け止めて戴き、仔細な検討に付され、料理のまな板にのせて戴いたことに対して、著者としては篤く御札を申し上げねばならない。

批判を戴いたとき以来、批判にお答えする一文を書く義務を感じつつも、私学の常で学内業務に忙殺され、学外的にもいくつかの予期せぬ多くの仕事や不可避な私事が続き、意に反して思いを果たせずに、今日までずるずると来てしまった。この非礼をまずもってお詫びしなければならない。

いま、やっと時間的に少し余裕が出来たのを機に、遅まきながらのお応えの文章を呈する次第である。

II

村田教授の拙著理解は、いくつかの点での誤読とおぼしきところを除いて、概ね丁寧に読んで戴き・論点の拾い上げも行き届いていると、著者としては受け止めている。村田教授のお人柄が反映されていると言うべきであろう。それゆえ、村田教授に対して拙著の要点を改めて提示する必要はないかとも考えられる。しかしながら、このたびの私のこの拙論が活字として公表され、他の読者に読まれる可能性を前提としていることを念頭に置くと、批判の論点に関わる部分を中心として、拙著の趣旨と内容をごく簡単にでもまず示しておくことが必要である。それによって、村田教授の拙著批判や私からのお答えの論点がヨリ理解されやすいと考えるからである。したがって、拙著の内容に通じておられる方にはこの項は飛ばし読みして戴いても構わないであろう。

拙著は「現代企業を所有し、支配しているのは誰なのか、現代企業の目的や構造はどうなっているのか」という長く経営学界で問われてきた事柄について、あえて通説とは全く異なる視点・構想から議論を組み立てたもので

ある。その際の問題意識と構想の基礎には①資本主義の経済が物象的依存構造をとっていること、②疎外の論理（対象化・外在化→疎外の論理）が貫徹していること¹⁾、③経営学における通説的「所有」概念の批判的再検討に基づく株主権的所有と管理的所有の分化の指摘、株主の現実資本からの疎外に関する指摘（株主権的所有の希薄化された所有への転化・空洞化傾向と企業自体（現実資本）の自律化、企業支配における管理的所有の重要化）²⁾、④現代企業における管理的所有の具体的構造の解明、⑤株主権的所有と管理的所有の区別と関連の考察、という5点が置かれている。そして主要な論点としては、下記の諸点を掲げていた。

1. 資本主義企業は物象的依存構造の経済関係の中に存在する。
2. その構造は個別資本運動という物象の世界（対象化された労働の世界）が最基底にあり、その上に組織・管理・管理技術（生きた労働の結合的活動の世界）が資本運動に規定されつつ活動し、そうした活動の際の意思的側面が諸規定・規則・企业文化などの企業上部構造などに反映される（そして企業上部構造が逆に組織・管理・管理技術のあり方に反作用を及ぼす）という形で重層構造化して成立している³⁾。
3. 株式会社形態を取る個別資本⁴⁾では、資本諸現象が、従って資本概念が、

-
- 1) ここに疎外の論理というのは、人間の活動が対象化され、外在化され、人間自身から別のものとして離別し、強大になり、やがては逆に人間を制約・拘束するような疎遠な存在・疎遠な力として現れるようになる一連の過程を示す言葉である。商品・貨幣・資本や様々な諸制度など多くの現象の説明に使われる。
 - 2) この問題意識と視点は、後に、若い世代の一研究者によって法パラダイムと組織パラダイムという表現で、批判的に継承されることとなった。坂本雅則『企業支配論の統一的パラダイム—「構造的支配」概念の提唱』文眞堂、2007年。
 - 3) これら諸要因の相互関係の考察にあたって、単に同一水平次元での相互作用関係というような平板な相対主義的議論のレベルにならないようにするために、本質的レベルで資本→組織・管理→上部構造という重層的規定性をひとまず述べたのであって、具体的に相互関係を手繕っていく際には、この重層間の相互作用関係の詳細な考察がなされる必要がある点は、当然である。
 - 4) ここで個別資本というのは、社会総資本に対峙する概念であり、社会総資本を構成する個々の私的資本である。初期には個々の資本家の個人資本の枠内で資本調達をしていたものが、その狭い資本調達性の限界を克服する必要性から、諸個人資本の結合である会社形態、特に株式会社形態が発展してきた。株式会社は單なる個人資本に対峙する社会的結合資本である一面を持ちつつも、他面では基本的

多様化・分化・複雑化する。

4. 公開株式会社（高度に発展した社会的結合個別資本）では、株主から会社自体（企業自体）が自律化し、株主は会社（企業）から外在化された存在（→疎外された存在）であることがより明確化する。株主の出資した資本は法的にはもはや会社法人の所有する資本になるのであって、株主は株式の所有者にすぎなくなる（現実資本の所有者ではなくなる）ことが明確化する。つまり、会社で日々運用されている現実資本は会社に帰属し、会社の雇用する専門経営者が運用するのであって、これに対して株主の基本的性格は、現実資本の上がり（利益）の上に立つ擬制資本の世界の住人である⁵⁾。

5. 会社自体が自律化する背景には、4. の基本的規定性に加えて、次の諸要因が促進要因としてあげられる。①証券市場の発展とともに株式発行が特定少数出資者の私募から不特定多数一般投資家にまで拡大した公募に移り、株式所有の貨幣資本性が一般化する、②株式流通市場の拡大により、株式の擬制資本性がいっそう明確化し、現実資本との乖離もいっそう明確化する、③企業活動の拡大に伴う各種利害関係者の増大により、現実資本運用が特定大株主の私事・致富手段たる性格にとどまることを許されなくなるに至る、④かつての個人企業家が受け取っていた巨大な企業者利得は、

に私的所有制の枠内にある。その意味では個人資本段階の個別資本から個別社会資本=社会的個別資本=個別会社資本への、私的所有制の新たな発展段階を意味している。現代経営学が研究対象とするのは後者の意味での個別資本である。この意味の個別資本は会計学的には、①負債と資本とを含めた総資本、②総資本から負債を控除した自己資本、③自己資本のうちの法定資本、の3つのレベルで把握されるが、上の個別資本概念は①を意味する。二神恭一編著『ビジネス・経営学辞典』中央経済社、1997の「個別資本」（片岡信之執筆）の項を参照。pp.208-209。

- 5) こう規定することは、株主が現実資本の運用について、あれこれという理由をつけて介入し、株主自己利益のための様々な行動に出てくる事を否定するものではない。新自由主義が吹き荒れた1980年代以後30年間のビジネス界では、「会社は株主のものだ」という錦の御旗=イデオロギーをでっち上げ、そのもとに投資銀行、資金ファンド、年金基金等の機関投資家が、貪欲な資本運用利益を求めて現実資本運用に介入したことはよく知られる。しかし、この現象と、上記の本質的性格規定とは、なんら矛盾するものではない。

そのかなりの部分が今や企業自体に内部留保され、彼は配当金、役員報酬（経営者兼務の場合）を受け取るのみとなる、⑤企業の自己金融能力の高まりは、株主の位置の相対化を促す、⑥貸付資本の紐帯の弛緩等々。

6. 自立化の進んだ企業の特徴、とりわけ所有・支配の主な特徴の指摘。①利潤や負債の位置づけの変化、②内部金融傾向の定着と巨額化、③創業者利得や企業者利得の帰属の仕方の変化、④株主の疎外化現象、株主の外部利害者集団化、「株主」から「投資家」への変質、⑤法的レベルの会社機関と現実資本運動レベルの管理組織との区別と関連、⑥「現実資本の人格化」たる担い手の自然人から組織・機関・制度への移行、組織的管理への移行、⑦専門経営者の量的増大とその自立的支配力の強化、⑧専門経営者の権力基盤の移行（株式所有、持ち株比率から現実資本の運用能力へ）、現実資本運動の実質的人格化としての経営管理組織とそこに位置する機能的担い手としての専門経営者、⑨資本所有者が元来持っていた統一的・完全包括的な「所有」内容の分解・多元化、希薄化された所有、変形された所有への移行、⑩現代企業の所有・支配問題における重点移行（株主権的所有論から経営管理権的所有論への重点移行）、⑪企業の分業化・重層構造化による企業目的の連鎖目標化により、資本蓄積・利潤追求が直接的には必ずしも利潤目的として現象しなくなる、⑫企業支配形態の人格的支配から組織的・物象的支配への移行（人格の物象化）、⑬会社自体の法人化とその株主化＝機関株主化（「物象の人格化」の極致）等々。

7. 私は、若いとき以来、通説「所有」概念には物足りない違和感を抱き続けてきていたが、拙著ではこの立場をふくらませて、通説「所有」概念とは異なった所有概念理解をベースにしており⁶⁾、その具体的展開である。

6) 私のこうした問題意識を、部分的にではあるが、当該拙著以外に文章として残しているものの中から、いくつかの論文・著書を掲げておく。初期のものは現時点から見ると十分に煮詰まっていないところや通説に引きずられているところもまだ残っていて徹底していない部分もあるが、問題意識は今日と共に共通していることに変わりはない。

1. 「経営学とマルクス主義—野崎幸雄著「経営学要綱」によせて」『龍谷大学経済学論集』10巻3号、1970年。

この所有概念の見直しによって、延々と続きながらいっこうに決着のつかない（現代資本主義の）企業所有・支配論争に新たな光を当てるとともに、他方では、生産手段の法的「国家所有」を社会主義化と同一視してきた集権的「社会主義理論」⁷⁾にたいする批判、非人間的「社会主義」批判の理論的基礎を提示しようとしたのである⁸⁾。株主主権的資本主義企業所有觀と法的・形式的国有化推進第一主義の「社会主義企業」所有觀の双方の理論的欠陥を批判的に考察する視点を、この所有概念は同時的に提供する。

8. 現代資本主義企業を法的所有（株主所有）と管理的所有という二つの所有領域の統一として理解するならば、企業論と管理論・組織論の両領域の、区別と関連の上に立っての統一的把握（所有論を媒介とした統一的把握）が可能となる。

以上のように、拙著の現代企業論の趣意は、所有概念の見直しによって現代企業の所有構造の変化そのものを、構造的特徴としてスケッチすることにあった。それゆえ、「（自然人の）誰が支配者であるか」を見つけるという支配者探しのようなことを第一義的課題にするというところには置かれていな

2. 『経営経済学の基礎理論』千倉書房、1973年。

3. 「現代企業の所有と支配—所有概念の再検討と企業支配論の分析視覚について」『龍谷大学経営学論集』第32巻第2号、1992年8月。

4. 「所有議論の高まりと企業所有論へのインプリケーション」『龍谷大学経営学論集』第40巻第1号、2000年7月。

5. 「現代株式会社把握の一試論—所有論視点から見た経営学の統合化」河野大機・吉原正彦編『経営学パラダイムの探求』文眞堂、2001年、第8章。

いま村田教授によって取り上げられた拙著は、いわば、その具体的展開のひとつである。

7) その典型がスターリニズムであり、生産手段の法的国有化の進展を「社会主義の高度化・人民の幸福」の実際の向上と同一視し、それをもって人民が現実に生産手段を自分たちの意思で使用・収益・処分する事に向けての高まりであるかのようにすりかえ、独裁体制の強化をその逆であるかのように隠蔽し美化する理論的役割を果たしたのであった。人々は独裁体制の強化を、「鳴り止まぬウラー（万歳！）の叫びと拍手、満場起立」という常套表現に示されるように、全員同意で歓迎した（させられた）のであった。

8) この立場からの私の集権的社会主义批判は、下記の2著書として公表したことがある。社会主义崩壊の約10年前のことであった。

『新しい社会主义—チェコスロバキアの事例』（千倉書房、1979）

『集権的社会主义の成立—チェコスロバキアの事例』（千倉書房、1980）

い。実はこの点が、後述するように、村田教授と問題意識が異なり、多くのすれ違いを生む原因の一つになっていると、私は受け止めている。

III

さて、ごく簡単に紹介してきた拙著の内容に対して、村田教授は大略5点について批判を展開されている。まず、批判点を列挙し、その後で逐一それらの批判にお答えしていくことにしよう。以下、批判点の柱を箇条書きにする⁹⁾。

- | | |
|--------|---------------------------|
| 第1の批判点 | 「管理論的所有」概念に関するもの |
| 第2の批判点 | 「疎外された存在」としての株主に関するもの |
| 第3の批判点 | 機能資本家としての「会社自体」に関するもの |
| 第4の批判点 | 「物象化論・疎外論的視角」に関するもの |
| 第5の批判点 | 「所有・支配構造の変化」の推進力と作用に関するもの |

第1の批判点の詳細と片岡的回答

「管理論的所有」概念を提起した私見に対して、村田教授は次のように批判している。その内容を、私なりにいくつかの論点に分割して整理すれば、次のようになる。

1-①片岡の所論では所有概念の内実は管理行為、意思決定行為であり、支配の内実をなすものとなっている。内実を伴わない所有は、法的レベルで所有と呼ばれていても、片岡の考える所有ではない。

1-②「このことから出てくる問題は、現実に管理を担当している者を、すべて一律に「所有者」、さらには「支配者」とみなしてはたしてよいのかという疑問である」。法的に「所有権」を認められていなくても、管理行為・意思決定行為をしている者を「占有者」「所有者」としてよいのか。

9) 村田、会社自体、28-36頁。村田、企業支配、287-295頁。

1-③片岡の所論では「間接管理」（自らは管理しなくて、管理組織設計・編成、管理者の雇用・配置・解雇のみをする）と「直接管理」（実際に管理行為をする）との区別を意識的にする必要性の認識が欠けている。「間接管理」こそが分析されねばならず、これこそが企業の所有と支配というテーマの課題である。「間接管理」に限定して支配概念を規定すべきである。労働者の実質的管理参加を排他的に担当している主体の究明が大切である。そして「間接管理」の正当性の基礎は、時々の社会に固有な法的秩序に求められる。

1-④片岡所論の〈包括的所有から多くの多重的部分主体による不完全所有・分割所有の多重的合算的総体への変化〉とは、単に管理職能の協働的遂行の事実を指摘したにすぎず、「これらの「管理職位」の占有者を「総体」として「所有者」、したがって「支配者」とするのは、「企業の所有と支配」というテーマが究明する「所有者」・「支配者」とは乖離してくる」

1-⑤「われわれ（村田教授一片岡）は、「管理職位」を設計し、この「管理職位」に人間を配置する行為こそが、「支配」行為であり、この行為をするもののみを限定して、「支配者」として把握し、この「支配」行為こそ、「所有」の内実として把握すべきであると解する」

以下、第1の批判点に対してお答えすることとしよう。

1-①についての回答。

拙著では現代株式会社における所有が、昔日のいわゆる所有経営者owner managerによる完全包括的な所有とは異なり、株主権的所有（法的所有）と管理論的所有の2種類に分化（所有の部分分割化）したことを指摘し、むしろ後者が重要化したという構造的变化をみることが重要になったことを指摘したのであった。「所有する」とは、元来、対象について自由な使用・収益・処分が出来ることを意味するが、企業についてこれらすべてをかつて owner manager が完全包括的に所有していた構造から、今やこれが分割されて別々の主体によって部分的に分割所有されるようになってきたということを述べたに過ぎない（株主は現実資本・企業自体の所有者ではないが、

株式の所有者であり、ある種の分割的・派生的持分「所有者」の一員と見なされている)。法的レベルの所有は所有ではないという議論をしているわけではないし、管理的所有のみが所有であると主張しているわけでもない。肝心の出発点のところでの読みちがいであろう。

1-②についての回答。

この片岡批判にあたって村田教授は、「所有」概念を自己流の所有・支配概念に引きつけて片岡の所論を理解され、その理解と視点から批判をしておられるようである。村田教授の所有・支配概念は1-③や1-⑤の引用からもわかるように、「上位の複数の非個人株主の連合体」(村田、企業支配、424頁)という大株主(さらに突き詰めれば、究極的にはその奥にいる「自然人」大株主)と結びつけて想定されており¹⁰⁾、これら上位複数大株主(で

10) 村田教授の記述には、「支配者」を「上位の複数の非個人株主の連合体」と規定する記述と、「自然人」の大株主に引きつけて理解することに強調点を置いたような記述とがあり、それらの記述の相互関連が必ずしも判然としないところがある。自然人を強調する記述は、たとえば片岡所論批判として出てくる下記の条に見られる。

「(片岡説は一片岡) 資本の調達と資本の運用の両面に関して、特定の個人に依存しなくてすむ「機構」・「構造」・「仕組み」がまさしく設計され、構築され、そしてそこに個人・自然人が配置され、配置された個人は、その出自の如何にかかわらず、「機構」・「構造」に事前に期待された活動なり役割を遂行することのみが許されることを、われわれに示している。しかしながら、こうした「機構」・「構造」・「仕組み」そのものは、一体、どのような自然人によって、設計され、構築されているのであろうか。こうした次元での設計者・構築者こそが、われわれが明らかにしなければならない「支配者」であるとするならば、これは、片岡の企業支配論においては、いまだ明らかにされているわけではない。」(村田、企業支配、297頁)。「いかなる自然人がいかなる動機に基づいて組織構造を形成したのか」がさらに究明されるべきである」(同書、293頁)。

私が本論文Ⅱの末尾において書いた文章、「拙著の現代企業論の趣意は、所有概念の見直しによって現代企業の所有構造の変化そのものを、構造的特徴としてスケッチすることにあった。それゆえ、「(自然人の)誰が支配者であるか」を見つけるという支配者探しのようなことを第一義的課題にするというところには置かれていない。実はこの点が、後述するように、村田教授と問題意識が異なり、多くのすれ違いを生む原因の一つとなっていると、私は受け止めている。」は、村田教授の《自然人としての企業支配者探し》という問題意識に対する私の答えの暗示であった。かつての「マルクス主義者」には、支配者探しに懸命な人も多かったが、私はそのような自然人支配者探しという方法では、現代資本主義下の企業支配構造をとらえる分析としては有効でないと受け止め、所有と支配の構造

ある自然人大株主）が会社を所有し、支配しているものとしてイメージされている。つまり、会社支配が可能な程度の会社株式の「所有」とそれに基づく会社支配権力（を持った自然人）という意味で概念化されている。株式所有という文脈以外の意味で所有とか支配という言葉を使ってはならない、という批判である。しかしながら、これは、私の所有概念論の論理的文脈とは異なった文脈から（私見と異なった）村田流所有概念をぶつけてきて、『片岡の議論は駄目だ、村田流所有概念を採用すべきである』と一方的に宣告しておられるのに等しい。

よく考えてほしい。株式会社では出資者と会社法人とは別々の存在として、原理的には両者は区別されている。両者が関係してくる面がもちろん多々あるのは当然であるが、その話はこの原理を踏まえた上で手繕っていけばよい『区別と関連』の話である。株式制度とはそういうも区別（と関連）の上に設計されたものだ。株主が出資した資金はもはや株主のものではなく、会社のものである。株主はその会社の株式の所有者になったにすぎない。「会社は株主のものだ」と俗にこそ言うけれども¹¹⁾、村田教授の想定される大株主は法的な意味においてすらも会社財産（現実資本）の所有者ではない¹²⁾。会社財産は会社の所有に帰する。他方、株主は自己の所有する株式については、もちろん自由な使用・収益・処分をする権利を持っているし、現にそうして

そのものの分析に力点を置いたのである。財閥支配と言われた頃の話ならともかく、戦後高度に発展した現代資本主義下の企業分析の視点としては、特定自然人探しの視点では不十分だと考えたのである。

- 11) この「会社は株主のものだ」という企業観・イデオロギーは、新自由主義政策のもとで大流行となり、これを株主価値第一主義として投資銀行、投資ファンド等が意識的にあり、利用し、大儲けをしたのであった。「会社は誰のものか」という問題の建て方をする議論（結論を「株主のものだ」という所に収斂させる議論）が80年代から急速に浮上したのは、偶然ではなかった。この点に関する詳細な批判的考察については、2008年秋の米金融危機直前に公刊した下記の書籍を参照されたい。拙稿「株主主権的企业觀の問題性」片岡信之・海道ノブチカ編著『現代企業の新地平』（千倉書房、2008）第1章。
- 12) このことは法学の世界でも、会社法の専門家から明確に指摘されていることである。たとえば上村達男・金児昭『株式会社はどこへ行くのか』日本経済新聞社、2007年、141頁以下。

いる。しかし、どの個別の株主も、会社財産については、自由な使用・収益・処分をなし得る権利を持たない。この場合、会社財産（現実資本）に関する所有権の支配権能である使用・処分の権能やそれに合わさった収益権能は、本質的にどこに属するのかといえば、会社そのもの（会社自体）にである。そして会社は、会社財産（現実資本）の効率的運用＝効率的価値増殖のために、機関としてトップ・マネジメント以下の重役制度（管理組織）をもってこれを行うとされているのである。

株式会社は、この点で個人企業や合名会社とは全く異なった存在である。「出資者」たる株主は、現実資本の直接的運営に本来関わり得ないのである。株主の持っている株主総会議決権、利益配当請求権、株式自由譲渡権をはじめとする共益権や自益権には、ある種所有権の使用・収益・処分の機能に対応してこそいるが会社財産所有権そのものではなく、せいぜい変形された所有、希薄化された所有でしかない¹³⁾。株主（や代理人）が会社の機関たる管理組織に入り込むことも、もちろん多々ある。しかし、その場合には、株主は株主の人格性によって入り込んでいるのではなく、会社財産運用を任務とする会社機関（重役制度）の一員としての人格性において、兼務することの了解を得て入り込んでいるのである。

このように私見では、株式会社における所有の二重的分化を基礎にして立論している。そして会社財産（現実資本）の会社自体による所有という現実を基礎として、会社財産の使用・収益・処分の遂行を会社の管理機関が担っていることをもって現実資本レベルの支配問題として論じているのである。この管理機関に対して原理的には現実資本運動の外にある株主がどのように関わってくるか（外部から影響力を行使する方法を考えるか、管理機関の内部に別人格として直接入るように工作するか等々）は、その後の問題である。これに対して村田教授は、所有＝大株主の株式所有（と支配）＝大株主の会社所有（と支配）ととらえる自らの立論を基礎にして、大株主（＝自然人大

13) 上村達男・金児昭、同上書、142-147頁。

株主)による会社財産運用への奥の院からの「支配」(会社の管理職位を設計し、これに人間を配置するという「間接管理」行為)こそ所有の内実であると強調されている(『企業支配』289頁)。片岡に対して「現実に管理を担当している者を、すべて一律に「所有者」、さらには「支配者」とみなしてはたしてよいのか」と村田教授が強い口調で片岡に迫られるのは、この所有概念が根拠となっている。どうやら、私見の管理的所有論が大株主(=自然人大株主)という奥の院から出てくる指令に基づくような議論になっていないことが不満なようである。しかし私見では、大株主は現実資本(企業自体)の所有者ではないというところから出発している。逆に私見の立場から言わせて貰えば、村田教授は株主が現実資本の所有者であるということを示していただく必要がある、ということになるだろう。さらにまた、1-①のお答えでも述べたように、私見でも株式所有について議論を取り上げていないわけではなく、所有に2種類があることを指摘しているのであって、村田教授とは文脈が異なる取り上げ方をしているにすぎないのである。

1-③についての回答。

これについては「1-②についての回答」の項で基本的には答えが済んでいる。村田教授の「間接管理」強調の言明は、すでに「1-②についての回答」で見たように、大株主(ないしその連合、さらにはその奥の自然人)という奥の院からの指令・「間接管理」が企業の支配にとって不可欠かつ最高のものだという認識をされている事を明示している。しかし、この点は私見の受け入れがたい点であることは、既述の通りである¹⁴⁾。また村田教授は〈企業の現場においても労働者の実質的管理参加を排他的に担当している主体=大株主の究明が大切である〉という趣旨のことを強調され(村田、企業

14) 村田教授と私見との発想の違いは、学問領域は異なるが、比喩的に言えば、かつて天皇機関説を巡り美濃部達吉対上杉慎吉の間でなされた天皇と国家の関係を巡る位置づけの論争を想起させる。美濃部が国家を法人と見て、天皇を国家法人の機関と位置づけ、天皇といえども憲法・議会の制約を受けるとしたのに対して、上杉は天皇が主権者としてどんな制限も原則として受けない絶対的権力だとしたのである。

支配, 288頁), そのことでもって奥の院の株式所有主体を重視することの重要性を説かれるのであるが、私見からすれば、企業現場の労働者の実質的管理参加が拒否され続けてきたのは奥の院の大株主の存在や意向ゆえというよりも、労働者が賃労働者として自己の労働力商品を売買契約によって時間決めで企業自体に売っているということ、その上にたって企業自体（現実資本）の経営者が労働者をそのような者と見なし続けてきたということ、に発しているのである。換言すれば、大株主がいるから企業が個別資本としての行動を探るというのではなく、また、大株主の意向ゆえに企業が資本の性格を帶びるというものでもないということである。

また村田教授は「「間接管理」の正当性の基礎は、時々の社会に固有な法的秩序に求められることは否定されない現実である」（村田、企業支配, 288頁）と書き、現行法規が大株主の会社財産支配を根拠づけているかのごとく言われる所以であるが、教授の意や言に反して、法は大株主が株主の資格それ自体として（名実共に）会社の所有者であるとはしていないのである。

また、大株主（＝自然人大株主）による「間接管理」を掘り下げて分析することこそが重要であり、これこそが「企業の所有と支配というテーマの課題」であるとされたり、「間接管理」に限定して支配概念を規定すべきであるとされたりするのは、村田教授の信条吐露としては「そういう立場もあるか」と理解はするけれども、私の問題意識や文脈にあっては、どう生かして取り込ませて貰うかについて、正直悩むところである。

1-④についての回答。

村田教授のこの批判に対する答えも、これまで私が述べてきた事からほぼ明らかであろう。私見は、株式会社を巡る所有問題において、現代企業ではかつての企業の完全包括的所有から分化し、大きく分けて株主権的所有論（株式の所有：基本的に擬制資本運動の世界につながる）と経営管理権的所有論（会社財産の所有：現実資本運動の世界）とでも呼ぶべき二大領域を成立させたこと、両者が相互に相対的に独立な関係にあることを述べたうえで、経営管理権的所有論の具体的様相を述べたのであった¹⁵⁾。相対的に独立な二

領域も、相互に深く関係し合うことが出てくるのは当たり前であり、また、たとえば会社自体の株主化（機関株主）として相互に浸透しあう局面が出てくることも踏まえた上のことである。そうではあっても、二大領域をひとまず区別し、そのうえで両者の関連をたどるということが必要なのである。しかるに村田教授は、このような問題意識の上に立つ私見に対して「「管理職位」の占有者を「総体」として「所有者」、したがって「支配者」とするの、「企業の所有と支配」というテーマが究明する「所有者」・「支配者」とは乖離してくる」（村田、企業支配、288-289頁）と批判されるのである。これでは村田教授流の（株主にのみもっぱら引きつけて理解された、しかも法的な）所有概念視点からの超越的批判に過ぎず、私見の趣意を理解された上の批判とは到底思えない。私にとっては村田教授の独白に近い響きがするのである。ここから先は「1-②についての回答」の記述の繰り返しになるので、該当部分を参照戴きたい。

1-⑤についての回答。

この部分は、私見に対するアンチテーゼとしての村田教授の言明を特徴的に示すものとして再度引用したのみであるから、特に答えを必要としないであろう。村田教授は複数大株主（≒自然人大株主）が企業の「管理職位」をつくり、そこへ「人間を配置する」行為をしているという認識と固い確信を持たれているようである。この点についての私のお答えは、すでにこれまでの行論で済んでいると考える。

第2の批判点詳細と片岡の回答

「疎外された存在」としての株主に言及した私見に対する批判の問題にうつろう。ここでの村田教授の私見に対する批判点は次の通りである。

「片岡の企業支配論においては、株主一般は、現代企業においては、疎外された外的存在として把握されている。……株主は、「擬制資本」の所有者であっても、「現実資本」の所有者ではなく、現実資本の価値増加

15) 両者の関係は、第一次的には、現実資本運動の上に擬制資本の世界が成り立っているのであり、その逆ではない。

機能からは疎外された外的存在として、片岡の所論においては規定されている。…………われわれも、株式所有者の中に価値増殖機能に何らかかわりあいをもたない者がいることについては、これを認めるに吝かではない。しかしながら、…………」(村田、企業支配、289頁)。

「しかしながら」という括りに見られるように、村田教授はこの点でも私見に対して強く反発される。その根拠として次の2点があげられている。

2-① 片岡は株主が疎外された存在だと言うけれども、「株式会社企業の創立者については、少なくとも、株式所有すなわち資本所有と資本機能とは結合していたはずである。……したがって株主が全員資本機能から疎外されているとは言われえないことになる」(村田、企業支配、289頁)。

2-② 「株式会社企業がすでに存続している状況についても、大口株主が資本機能から疎外された外的存在であると言い切ることは出来ないとわれわれは解する。……特定大株主が株主総会という法的機構を利用して、現実資本の運用の仕方に対して、発言し、これを自己の意にそるものにしていく法的可能性が存在しているとするならば、株主を一括して、現実資本の運動から疎外された存在であるとする片岡の把握をわれわれはそのまま首肯することはできない。」(村田、企業支配、289-290頁)

以上の村田教授の批判は、すでに第1の批判点の検討をした際ににおいてみてきたように、株主がいかに現実資本の所有者であり支配者であるか、いかに外在化・疎外されていないかということを懸命に論証しようとしておられるものということができる。

2-①についての回答

私見によれば、「1-②についての回答」の項でのべたように、株式会社では出資者と会社法人とは別々の存在として、原理的には両者は区別されている(株主は会社の外にある外在化された存在として位置づけられている)。その論理の上に有限責任制の出資、資本の証券化、重役制度が立てられているのである。株主の個人財産(株式の所有)と会社財産とを区別し、前者の(会社に対する)有限責任性、後者の物的信用基盤による資本集中・物的会

社性をセットにし、資本証券化（株式化）によって資本規模拡大を容易にし、巨大資本となった物的会社の経営を重役制度（株主でなくてもよい）でもってあたらせるというのが株式会社の本旨である。株式会社が支持されて、現代企業の典型的・代表的企業形態になったのは、このことからくる抜群な資本集中効果性、個々の株主の事情に左右されにくい継続企業性と経営効率性などが評価されたからである。従って、実態が個人企業でありながら法人成りで株式会社形態をとるとか法人格否認の法理が適用されるとかいうがごとき状況は、本来の典型的な株式会社のイメージではない。

2-①の批判で村田教授が所有経営者 owner manager のケースに多くある比較的小規模・世襲経営・株式の市場流通もないような企業（実質的には個人企業）を想定して議論されているとすれば、それは現代株式会社企業の所有と支配の話としては、別の話になる。この場合、私見で言う所有の二重化、擬制資本というような、現代企業の所有を巡る議論そのものが成り立たない世界である。形式的に法人格をもっていても、この所有経営者は連帯保証人として会社のために契約書にサインをすることもあり得るような人的会社なのである。法的にも法人格が否認されるようなケースかも知れない。

もう少し発展したレベルの企業一たとえば、株式がある程度市場流通し、世襲経営も絶対ではなくなったような企業一を想定しておられるのであれば、その場合には、創立者がまだかなりの持ち株比率を占めているということはありえて、しかも彼は重役制度の席にも位置を得ていることが多いであろう。人的会社性もまだ少し残っていることもある。これをもって村田教授は〈資本所有と資本機能との結合〉が株式会社にも見られるとし、〈株主全員が資本機能から疎外されているとは言えない〉証拠だとされるのかもしれない。しかし、このケースも、現代企業の所有と支配を論じるのにふさわしい事例とは言えないであろう。加えて、この場合といえども、大株主が会社の管理機関に入って会社財産運用の担い手となるのは、論理的には、株主の人格性においてではなく、（法人として彼とは別の存在になっている）会社法人の株主総会で認められた役員としての人格性、株主とは別の人格性において

て入り込んだのである。ここには、萌芽的にではあるが、現代企業の所有の二重分化が、形の上では見られ始めているのである。この二つを区別した上で相互の区別と関連を手繕っていくことが大切である。そうしないで単に〈資本所有と資本機能との結合〉を即目的に強調するのみでは、十分な分析の手がかりは得られない。

2-②についての回答

次に2-②において村田教授が挙げられる批判についてとりあげよう。

「1-②についての回答」の項で述べたように、株式会社では出資者と会社法人とは別々の存在として、原理的には両者は区別されている。「会社は株主のものだ」と俗にこそ言うけれども、株主は法的な意味でも会社財産（現実資本）の所有者ではない。会社財産は会社の所有に帰する。株主の持っている株主総会議決権、利益配当請求権などは、ある種所有権の使用・収益・処分の機能に対応してこそいるが会社財産所有権そのものではなく、せいぜい変形された所有、希薄化された所有としての対応である（持分）。変形された所有、希薄化された所有の状態をベースにして、採られた法的構成の建前が株主総会に結集する株主総体が会社の最高意志を決定するという論理である。そこでは株主総会が対内的に基本事項についての会社意思（企業意思）を決定する会社の最高機関とされる。もっとも、現代大企業の数万、数十万という株主が現実に総会で総意を決する議論をすることはそもそも不可能であり、会場、開催回数、……等のいずれにおいても実質審議は無理であり、形骸化は不可避である。日本では株主総会がどのような事項でも決議でき、取締役をそれで拘束する時代も以前はあったが、1950年の取締役会制度採用とともに、会社財産（現実資本）運営に関して原則として取締役会にゆだね、株主総会の決議事項は法律・定款に定めてある事項のみについてのみということに限定されたのである¹⁶⁾。しかもこの限定された領域においてすら、高度に株式分散をした企業を初めとして、株主主導で事の処理が提案されるの

16) ①定款変更、資本減少、合併、分割、営業譲渡、②配当可能利益の資本組み入れ、③取締役の選任・解任、④計算書類の承認など。

ではなく、取締役会－執行役員のイニシアティブのもとに提案され、ほとんどがそのままないし微修正で承認されるのが常のような実態になってきていたのである。

村田教授が強調されるような〈大口株主の支配力〉が有効に機能するようになるには、株主として出来ることは、①株主総会前に総会提出予定案作成過程で案そのものに何らかの影響力を行使して自らの利害を反映させておくこと、あるいは②株主総会の場にむけての多数派工作によって総会決議に自らの利害を反映させることなど、錦の御旗となる会社意思（株主総会の機関決定）を自己に有利な決定となるよう影響力を行使することである。個々の株主の利害を直接表現する個別意思が企業意思として直接ストレートに指令・命令になり得るわけではないから、この労力はやむを得まい。コストもかかるが、これも仕方がない。株主間の対立もありうる。そこで法は株主総会での決議に関して様々な決議要件を規定し、対立の中でも会社としての統一意思を形成する事が可能な措置をとっている¹⁷⁾。

しかし、企業意思形成に深く関わり影響力を持つ者は、現実には、株主だけではない。現実資本を日常的に支配し（使用、処分）している経営者たちも、自らの利害を企業意思に反映させようとする。自らの利害の反映には、経営者たち固有の経済的・権力的・地位的利害の反映だけにとどまらず、今日では、現実資本運用過程で生じる様々な社会的要請への応答・ステークホルダーとの約束を履行し、経営者としての体面・存在意義と存続を保つことも含まれる¹⁸⁾。株主総会は、建前としては総出資者の集会・最高意思決定機関と法的にはされつつも、その実は錦の御旗たる企業最高意思に自己の特殊

17) 比喩的に言えば、国家において国民諸階層の諸利害を代表する諸政党が、国家意思（法律など）を巡ってヨリ強く自らの意思を反映させようと立法府＝議会で争うのに似ている。錦の御旗としての最高企業意思の形にするには、どの株主もこの装置を通して形で、株主の総意という形で自己の利害を多かれ少なかれ反映させる必要があるのである

18) 専門経営者が独自の効用関数のもとで行動することは、多かれ少なかれ、バーリ＝ミーンズ、ディーン、ボーモル、マリス、ガルブレイス、ウイリアムソン、…等々、過去に多くの論者が言及した点であった。

利害を反映するための、株主と経営者との・表裏両面での影響力行使合戦である。そして、この過程が進むときの状況如何では、また、両者の現実的影響力関係次第では、株主側が常に優位に立ち勝つとは言えないことが多い。実際、この戦いでは、株主側が勝つこともあるし、経営者側が勝つこともある。こうした両方の事例には事欠かない。ただし、実質は経営者側が勝つ場合でも、法形式上は株主総会での決定、すなわち株主の総意という形を取って決着させられる（法がそうなっている限り、やむを得ない事であろう）¹⁹⁾。そして、ひとたび株主総会で法的な錦の御旗ができれば、企業の最高意思として観念されているだけに、双方ともこれに従わねばならないのである。実

19) 私はこのような文脈の中で、かつて拙著において、次のように書いた。「株主総会で多数派をしめることは、法的世界も一つの現実であり法レベルでの係争においては法が現実的力になり得るという意味では、全く無意味なわけではない。それどころか、企業における現実資本機能の担い手となり組織での権力行使をするための入場券のひとつとしては、依然重要性をもつているのであって、いわゆる乗っ取りなどの際の委任状獲得線がこれを物語っているであろう。しかしそれにもかかわらず、特定大株主が、ただそれだけの理由で、現実資本の機能的担い手として常時継続的に権力行使をする必然性はないのである。」（84-85頁）と書いた。

村田教授はこの一文をとらえて次のように批判される。

「この片岡の論述に対して、われわれが主張したいのは、特定大株主は、常継続的権力行使をする必要性はないのであって、臨時に必要なときに、現実資本の担い手を任命したり、解任することが可能であればよく、しかもこの可能性は、特定大株主に対して、法的に保証されているということである」（村田、企業支配、290頁）と。

村田教授の趣旨を平たく言えば、大株主（＝自然人大株主）は、常に陰に陽に現実資本機能の担い手＝経営者を「間接管理」的に見張っており、普段は陰に姿を隠して潜在化しているが、いざというときには顕在化し、究極の権力者として権力を行使するのであって、その意味では支配者たる事をやめたことはない、というわけである。さすが、「『間接管理』の正当性の基礎は、時々の社会に固有な法的秩序に求められる」（村田、企業支配、288頁）と頑に主張されるだけあって、「法パラダイム」（坂本雅則の用語）の視点に貫しておられる。ある意味、見事というほかない。

しかしながら、法は究極的に経済（従って、企業の現実的経済活動）のダイナミックな動きの反映であろう。法でもって企業支配の実態説明を一貫するという方法が、妥当な方法であるだろうか。ましてや、現在の会社法論者間では、法学者すら、必ずしも見解の一貫を見ていらないところもある。現行法の主流に沿った法解釈的視点からの大株主（＝自然人大株主）支配説（これは論理的には、所有と経営の分離説否定、経営者支配説否定ということになるであろうが）が、今日の大企業の支配状況を本当に説明しうるものであろうか。

際に経営者は、このあたりのところを熟知していて、普段からのIR(Investor Relations)や株主総会対策をあれこれと採っているわけである。

なぜ建前的には株主だけの最高意思決定機関とされている株主総会に、株主以外の経営者が大きな影響力を持つ実態が生じうるのか。そしてまた、株主と経営者の双方とも株主総会で決定的な決定権力を持ち得ないのはなぜか。それは、株主総会が現実資本の直接的人格化として形成されたものではなく、本来は現実資本の外にある持分出資者の集合を現実資本の最高意志決定機関として擬制したという鶴（ぬえ）的存在であることに起因する。他方、管理機関（とそこに配置されている専門経営者）は事実上の現実資本の人格化という内実をもちながら、法的建前としては株主総会からの委任という形になっており、法的には十全な意味での現実資本の直接的人格化ではないとされているからである。現在の法技術では、このような鶴的規定しかなし得ていないのであり²⁰⁾、それゆえ法的には株主総会で決着させることならざるを得ないだけのことである。

現実資本の所有と支配については、このようにドロドロとした戦いによる企業意思決定ということがあるのであって、村田教授が言われるような、大株主側の一方的な、奥の院からの経営者に対する支配という一方的な図式で言い切れる単純な構図ではないということである²¹⁾。

20) 有井行夫教授は、この点を見事に整理して示してくれている。次の文献を参照されたい。有井「『所有にもとづく支配』と『資本の人格化』」『経済学論集』（駒澤大学）第17巻第2号（1985年9月）97頁。後に有井『株式会社の正当性と所有理論』青木書店、1991年に所収。また、拙著86-88頁参照。株式会社を巡って、法学の世界でも、通説に異議を唱える常利財団説、擬制社団説、株式債権説などの諸説が出てくるゆえんである。

21) 株主総会が建前的には「最高意思決定者」としての総株主の集まりとして使用者の経営者たちを「支配」するものとされながら、必ずしも実際にはそう機能しえないのは、そもそも今日の法技術が株式会社を十全に法制化する手法を提供し得ていないところにある。つまり、経営者を現実資本運動の直接的人格化として扱うことが出来ていないのである。この曖昧性故の結果として、今日では多くの国で株主総会は万能機関性（あらゆる最高意思の決議をすることが出来る）が否定され、経営者側に決定権が留保されるものが増えてきたのである。たとえば、日本については注記：11を参照されたい。

株主が本来は会社の外の存在（外在化）であるのに、法技術的な問題から総株主を現実資本の最高意志決定者として迂回的・法的に擬制したこと、他方では現実資本の使用・処分（つまり事実上の所有）をする者を直接に人格化し得ない法技術的問題—このような事情が、法的には総株主だけの意思決定の場であるはずのところへ現実資本の事実上の扱い手の強い影響力が生じることを不可避にしているのである。いいかえれば、株主総会は、総株主の集まりとされ、現実資本を所有（使用・収益・処分）する者だと法的に観念されながらも、実際には現実資本の所有者としては機能し得ないという存在なのであって、ここに現実資本の扱い手の強い影響力が不可避な理由がある。いわゆる「所有と支配の分離」なるものは、子細な内実は、①「株式所有が現実資本所有（使用・収益・処分）から本来的・論理的には分離した存在であること」、②「現実資本所有実態（使用・収益・処分）が経営者に移行していること、したがって現実資本の事実上の所有と支配機能は実態的に経営者に移っていること」、③「株式所有と現実資本所有とを結びつけようとする擬制として株主総会を法的に設定したが、うまく機能し得ないで、鵜の存在として機能している」ということの反映なのである²²⁾。

このような次第であるから、大株主が現実資本の実効ある支配者として、現実資本を支配するためには、単なる大株主の立場に止まることなく、経営管理者として自らが現実資本の扱い手の人格性をも併せ獲得するか、代理人ないし委任者を立てなければならない。事実、この現象が見られることもある。しかし、このことは、特定大株主のストレートな現実資本支配と即自的に同一視すべき事柄ではない。大株主と企業は株主総会の企業意思形成プロセスに媒介された関係だからである。

こうしてみてくると、村田教授が、①大株主が一方的な会社支配力（現実資本支配力）を保持し続けており、しかも②経営管理者にたいする「間接管理」（自らは管理しなくて、管理組織設計・編成、管理者の雇用・配置・解

22) 企業の所有と支配についての長年の論争がすっきりと決着しないのは、このような鵜の企業制度設計という事情が深く関わっていると私は見ている。

雇のみをする）の形で介入するとひたすらイメージされ・強調されているのは、次の点で問題を残すのではなかろうか。

- ①株主総会を鵜の存在ととらえず、文字通り大株主（村田教授にあってはこれのみが企業の「所有者」「支配者」である）だけのストレートな意思貫通の場ととらえていること、
- ②（私見からすれば、本質的に現実資本の所有者でないはずの大株主を）村田説は大株主（＝自然人大株主）に限っては本質的に現実資本を所有し、現実資本に対する支配力を一貫して持っている存在としてとらえ、現実資本所有の世界と株式所有（擬制資本所有の世界）とを区別と関連において把握していく視点が弱いこと、
- ③大株主をもっぱら「間接管理」に引きつけて把握していること。（実際には、同一の大株主が別の人格性において経営管理組織の一翼に入り込み、現実資本の扱い手としても機能することがあるのであって、常に「間接管理」にのみ限定されるというわけではない）

(以下次号)

(かたおか・しんし／経営学部教授／2009年6月8日受理)